

パブリックコメントの実施結果について

小値賀町第5次小値賀町障がい者計画・第6期小値賀町障がい福祉計画・第2期小値賀町障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメントのご意見及び回答

実施期間：令和3年2月16日（火）から3月17日（水）

受付人数：1名 意見件数：21件

NO	ご意見の箇所	ご意見の内容	回答
1		「障がい」と「障害」という表記が混在していますが、使い分けに理由があるのであればどこかに注記するべきではないでしょうか。	「目次」において、「障害」と「障がい」の表記について記載しているとおり、本計画では、原則として「障がい」と表記しておりますが、法律や制度、固有名詞等については、それらにあわせた表記としております。
2	p14～19	各事業の評価がA, B, Cでされていますが、目標値と実績値を示してもらわないと、ほんわかとしてあまり理解できないのですが。具体的な数値や基準を各項目ごとに示すべきと思います。	ご指摘のとおり、具体的な数値や基準を各項目ごとに対応いたします。
3	p20	基本理念の「地域で支え合う障がい者対策」ということですが、「対策」ということばが障がい者に続いているのは、障がい者が何か問題があるという表記になっており、この表現自体が差別的では無いでしょうか。障がい者が支えるという方向もあります。「障がい者も誰もが共に地域で支え合う」とかの方がよいかと。 ※「対策」の意味は 相手の態度や事件の状況に対応するための方法・手段のこと。	ご指摘のとおり、「障がい者も誰もが共に地域で支え合う」に表記を変更します。
4	p21	「（3）障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現」とありますが、ここでいう「システム」というものがどのようなものなのかが曖昧で漠然としています。	「システム」というものが、曖昧で分かりにくいということですので、障がい者等についても包括的な支援が必要であることから「地域包括ケアシステム」に変更いたします。
5	p21	「（4）障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります」とありますが、通所支援と相談支援は現在あるのでしょうか。なかなか島内に無くて佐世保まで通わなければならない状況かと思いますが。また、手帳交付まではいかなくても、生きにくさを抱える児童のケアも問題かと思いますが	障害児通所支援及び障害児相談支援については、現在、当町にはありませんので、「障害児通所支援や障害児相談支援の事業所と連携を図ります。」に変更いたします。生きにくさを抱える児童のケアについては、現在、健康管理センターを中心に対応しています。

NO	ご意見の箇所	ご意見の内容	回答
6	p21	「包容」とありますが、「包摂」「社会的包摂」とした方が適切ではないでしょうか。また、ソーシャルインクルージョンの説明をいれると良いと思います。	ご指摘のとおり「包容」を「包摂」に変更し、ソーシャルインクルージョンの説明を入れるように対応いたします。
7	p22	「広報誌による啓発活動に努めます」とありますが、紙面による理解は限界があり、私の経験では、障がい者本人と出会い交流することが、もっとも理解を深めることと思います。その意味では、もっと障がい者がイベントや祭りに出てきたり、施設に遊びに行くとか、学校で話してもらおうといった実際の交流事業が大切だと思います。	ご指摘のとおり、交流事業により、直に障がい者と触れあうことで、より住民の理解を得ることができると考えますので、「また、地域住民との交流の場を創出します。」と追加いたします。
8	p22	「福祉教育の推進に努めます」も上記のことと同じで、できるだけご本人との接触があると良いと思います。	上記も同様、「また、地域住民との交流の場を創出します。」と追加いたします。
9	p22	「4、雇用・就労」ですが、役場は50人以上の事業所ですから、障がい者雇用はされていますでしょうか。町内の慢性的な人材不足においては、障がい者も働き手になる可能性が高くなっています。単なる啓発ではなくて、インターン制度や、雇用した事業所を賞賛するといった誘導策が必要です。	役場の障がい者雇用率は、基準を満たしております。しかしながら、町内の障がい者で就労できる方にも限りがあるため、雇用者を確保するための施策は今後必要になってくると考えています。「また、障がい者を確保するための施策を検討していきます。」を追加します。
10	p23	「8. 身体障害者福祉協会の設置」は、身体だけなのでしょう。知的、精神についてはどうお考えでしょうか。統合した「障がい者福祉協会」が必要ではないのでしょうか。	身体障害者福祉協会については、以前あった協会が、現在は解散してありませんので、新たに設立したいと考えていましたが、ご指摘のとおり知的、精神も加えた協会の設立に変更いたします。
11	p23	「10、障がいのある子どもへの支援体制の確保」ですが、まずは、個別の児童のカルテを作成しているのでしょうか。移住前の市では、幼少期からのカルテが毎年更新され、それが引き継がれていったので、担当者や学年が変わっても継続的な支援が齟齬無くされていきました。	当町では、カルテではなく台帳で対応しています。これまで支援に関して特に問題はありませんでした。カルテへの移行についても今後検討してまいります。
12	p24	「地域生活支援拠点」とは、町内では具体的にどこになるのでしょうか。運用状況の検証ということは既にあるということでしょうか。	現在、地域生活支援拠点については、圏域にはございませんが、国の基本指針では、各圏域に1箇所設置することになっていきますので、新上五島町と協議をしながら、設置場所については、障害者自立支援協議会で協議していきます。

NO	ご意見の箇所	ご意見の内容	回答
13	p25	「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」の目標が「1」というのはなぜでしょうか。その根拠と母数を教えて欲しいです。また、一般就労はハードルが高いので、福祉就労といったものも目標値に加えてはどうでしょうか。	国の基本指針により目標を示すことになっておりますので、現在は一般就労者はおりませんので、今回1名としております。ご指摘のように、一般就労については、ハードルが高い為、福祉就労も目標値に加えるように対応いたします。
14	p25	「上五島圏域において児童発達支援センターを1箇所設置する」とありますが、なぜ小値賀町内ではなくて、上五島圏域なのでしょう。上五島にあったとしても、緊急時や身近になれば、なかなか利用しづらいのではないかと思いますか。	現在、児童発達支援センターについても、圏域にはございませんが、国の基本指針では、各圏域に1箇所設置することになっておりますので、新上五島町と協議をしながら、設置場所については、障害者自立支援協議会で協議していきます。
15	p25	「第6期計画期間に作成対象者全員の計画を策定できるよう・・・努めます」とありますが、努めるのではなくて、すぐにでも全員の計画をすべきと考えます。	ご指摘のように変更いたします。
16	p26	「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」とありますが、なぜ精神障害者だけがとりあげられているのでしょうか。身体や知的障害者はもう地域包括ケアとして十分という判断でしょうか。	国の基本指針の中に「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」を明記するようにとある為、今回の計画に記載しています。
17		「障がい福祉サービスの見込量」は大切な数値目標ですが、町内での数と町外での数を分けるべきではないでしょうか。そこがわかりにくいです。	現在、町内に福祉施設がない為、障がい福祉サービスの利用者は、町外者のみとなっております。
18	p32	理解促進研修・啓発事業の目標値が有無だけでは目標にならないのではないのでしょうか。数字をいれるべきだと思いますか。	ご指摘のとおり数値を入れるように変更いたします。
19	p32	自発的活動支援事業も同上。	上記同上
20	p35	「⑧手話奉仕養成研修事業」の見込み量を示すべきでは。とくに、中高校生には、島外に出ることも多く、手話にふれることは大切かと思えます。	ご指摘のとおり見込量を示すようにいたします。
21	p37	「障害児通所支援」については、見込み量が全く書いていないのですが??	見込量は、38ページに掲載しています。